

第2号様式(2)

(共同企業体発注)

沖縄県一般競争入札公告第2号

西原浄化センター機械設備工事M10の一般競争入札の実施について
地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年7月15日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 西原浄化センター機械設備工事M10
- (2) 工事場所 沖縄県西原町小那覇地内
- (3) 工事内容 本工事は、西原浄化センターの送風機・主汚水ポンプ機械設備に関する一切の工事を行なうものである。
(別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成23年3月18日まで
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、入札手続き(競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。

2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次の掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
 - ア 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者登録名簿(以下「平成21・22年度建設業者登録名簿」という。)に機械器具設置工事業として登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に

- 基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- オ 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの期間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- カ 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
- ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成21・22年度建設業者登録名簿に機械器具設置工事業として登録されている者。
- イ 過去15年間（平成7年4月1日から入札参加資格確認申請期限日まで）に、下記の(ア)に掲げる工事を元請として施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
- 特定JVの構成員としての実績は代表者のものに限る。経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の施工実績も対象とするが、経常JVの代表者の場合のものに限る。
- (ア) 国内で本工事と同種の工事（処理能力（全体計画）が日最大33,000m³/日以上の下水道終末処理場のポンプ場施設又は水処理施設に係る機械器具設置工事。）。
但し、当該施工が平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績の場合は、その工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- ウ 次の掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。
- (ア) 機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (イ) 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出以前に3か月以上の雇用関係）があること。
- エ 処理区（那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町、南城市、与那原町、西原町、中城村、

宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、読谷村、北中城村、うるま市)内に建設業法に基づく本店又は営業所がある者。

オ 申請期限日現在の機械器具設置工事の経営事項審査で直近の総合評価値が750点以上ある者で、経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める建設業の許可を受けた者であって、平成21・22年度建設業者登録名簿に機械器具設置工事業として登録されている者。

イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 機械器具設置工事業に係る建設業法第26条第1項で規定する主任技術者であること。

(イ) 配置予定の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(一般競争入札参加資格確認申請書の提出以前に3か月以上の雇用関係)があること。

ウ 那覇処理区(那覇市、豊見城市、南風原町 浦添市を除く)又は西原処理区(南城市、与那原町、西原町、中城村)内に建設業法に基づく本店がある者。

エ 申請期限日現在の経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

4 入札場所及び日時

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

(1) 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成22年8月16日(月)午前9時

入札書提出締切日時：平成22年8月17日(火)午後1時

(2) 持参による場合

持参日時：平成22年8月18日(水)午前10時

持参場所：沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 庶務建設班

競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

開札日時：平成22年8月18日(水)午前10時10分

電子入札システムにより開札

5 入札参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 提出期間：平成22年7月15日(木)から平成22年7月27日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時30分まで。)

イ 提出場所：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37（南部合同庁舎9階）
沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 設備班
電話番号 098-868-3484

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（第3号様式(2)のみでよい）を提出すること。

エ 提出部数：2部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成22年8月3日(火)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。(ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。))

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内
(休日を除く。)とする。

イ 提出場所：沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 庶務建設班

ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送
(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。

6 共同企業体資格申請書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

(1) 提出期間：平成22年7月15日(木)から平成22年7月27日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。)

(2) 提出場所：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37（南部合同庁舎9階）
沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 設備班
電話番号 098-868-3484

(3) 提出部数：1部

7 設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間：平成22年7月15日(木)から

(2) 交付方法：沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

(3) 問い合わせ先：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37（南部合同庁舎9階）
沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 庶務建設班
電話番号 098-868-3484

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合には、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部下水道建設事務所より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部下水道建設事務所より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

10 入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

(3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

(4) 当該工事の競争参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。

(5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

11 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

13 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

14 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料ヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容に不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

- (3) 提出された資格確認資料等は、返却しない。なお、公表し、または無断で使用することはしない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 最低制限価格を設定する。
- (7) その他、沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領による。
- (8) 詳細は、沖縄県電子入札運用基準による。

15 問い合わせ先

入札及び契約関係：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37（南部合同庁舎9階）
沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 庶務建設班
電話番号 098-868-3484

設計図書関係：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37（南部合同庁舎9階）
沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 設備班

電話番号 098 - 868 - 3484